

川口市監査告示第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年2月1日

川口市監査委員	小川	春海
同	金井	洋
同	前原	博孝
同	江袋	正敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

上下水道局（水道事業会計）

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 29 年 7 月 27 日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア 未収金は管理台帳等を設けて適切に管理されているか イ 滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 履行確認を適正に行っているか
(4)財産管理	ア 管理台帳の整理は適正か イ 実地棚卸しは適切に行われているか

4 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年10月31日

5 監査の実施期間

令和2年12月1日～令和2年12月24日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、対象施設の現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 収益的収入

- a 水道料金等の営業収益
- b 庁舎使用料等の営業外収益

(イ) 資本的収入

- a 配水管布設等受託工事収入
- b 消火栓設置費

イ 支出事務

(ア) 収益的支出

- a 旅費
- b 消耗品費
- c 神根浄水場次亜注入配管修繕等の修繕料
- d 川口市水道事業検針・収納等業務等の委託契約
- e 設計図面作成ソフト借上等の賃貸借契約

(イ) 資本的支出

- a 改良配水管布設設計業務等の委託契約
- b 埼玉県土木積算システム等の賃貸借契約等

ウ 財産管理

(ア) 企業債の管理

- (イ) 固定資産の管理
- (ウ) 貯蔵品の管理
- (エ) 備品の管理
- (オ) 郵便切手の受払い

エ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収益的支出の委託契約について

川口市水道事業検針・収納等業務委託において、仕様書に基づく検査が不十分であるものが見受けられたので、事務の執行を適切に実施されたい。